

東日本大震災への対応について (労働基準局)

労働基準行政における震災対応について

1. 東北地方太平洋沖地震の概要（5月26日17:00現在）

- 発生日時：平成23年3月11日（金）14時46分頃
- 震源及び規模（推定）：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度 牡鹿半島の東南東130km付近
深さ 約24km モーメントマグニチュード Mw9.0
- 各地の震度
 - ・ 震度7 宮城県北部
 - （震度6弱以上）
 - ・ 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
 - ・ 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
- 津波：3月11日14時49分 津波警報（大津波）を発表
津波の観測地（検潮所）

・えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m	・宮古	最大波	15:26	8.5m以上
・大船渡	最大波	15:18	8.0m以上	・釜石	最大波	15:21	4.1m以上
・石巻市鮎川	最大波	15:25	7.6m以上	・相馬	最大波	15:51	9.3m以上
・大洗	最大波	16:52	4.2m				
- 被害状況等
 - ・ 人的被害 死者：15,234人、行方不明：8,616人、負傷者：5,339人
 - （5/26 16:00現在）
 - ・ 建築物被害 全壊：102,886戸、半壊：58,518戸、一部損壊：287,739戸
 - ・ 避難者 102,484人

2. 労働基準監督署の開庁状況、主な対応状況

○開庁状況（5/27現在）

＜岩手＞ 全7署中 釜石署(津波被害)については、4/28に仮庁舎に移転。

＜宮城＞ 全5署開庁

＜福島＞ 全9署中、富岡署(原発20km圏内)については、4/19にいわき市に仮事務所を設置。

※3/23からオフサイトセンターに労働局職員を派遣。

○主な対応状況（5/27現在）

＜岩手＞

①特別相談窓口を設置

②3/26(土)～5/22(日)の土日祝日計22日間、労働局においてフリーダイヤルによる電話相談を実施。

③3/28～5/20の間に、釜石市内の避難所など計66か所で出張相談を実施(今後も随時実施予定)。4/5以降は、安定所だけでなく、年金事務所や社会福祉協議会等とも連携してワンストップサービスを実施。

④4/27、4/28に釜石市、大船渡市及び宮古市のがれき撤去作業現場のパトロール及びがれき処理に従事する者等を対象とした安全講話を実施。4/29～5/1及び5/3～5/5にも、がれき撤去作業現場の安全衛生パトロールを実施。5/9以降、週に2～3回パトロールを実施

【3/22～5/26までの相談件数： 2,799件※】 ※②を除く件数

(労災保険関係:622件、賃金関係:567件、解雇関係:375件、休業手当関係・雇調金関係:381件)

＜宮城＞

①特別相談窓口を設置

②3/26(土)～5/22(日)の土日祝日計22日間、労働局において電話相談を実施

③3/28～5/20の間に、総合相談を実施する自治体(山元町など)と連携するなどして、計141か所で出張相談を実施(今後も随時実施予定)。4/8以降は、安定所だけでなく、年金事務所や社会福祉協議会等とも連携してワンストップサービスを実施。

④4/22、4/27、4/28に、仙台市内のがれき撤去作業現場のパトロールを実施。4/28、5/2に仙台市において現場責任者を対象とした安全講話を実施。4/29～5/1及び5/3～5/5にも、がれき撤去作業現場の安全衛生パトロールを実施。5/9以降仙台市内を中心に毎日パトロールを実施

【3/22～5/26までの相談件数： 6,194件※】 ※②を除く件数

(労災保険関係:2,076件、休業手当関係・雇調金関係:1,114件、解雇関係:964件、賃金関係:758件)

<福島>

①特別相談窓口を設置

②3/23から被災者ホットライン(被災者向けフリーダイヤル電話相談)を開設。3/26以降の土日祝日計22日間にも対応。

③3/24から避難所向けに「福島労働局からのお知らせ(労働に関する各種情報、よくある質問Q&Aなど)」を創刊。

自治体災対本部を通じて各避難所に配布

④3/13～5/20の間に、福島市内の避難所など計84か所で出張相談を実施(今後も随時実施予定)。4/6以降は、安定所だけでなく、年金事務所や社会福祉協議会等とも連携してワンストップサービスを実施。このほか、いわき市が開設する「総合窓口」においても、土日を含め出張相談を実施(3/31～)。

⑤4/27(水)に、相馬市、新地町、いわき市のがれき撤去作業現場のパトロールを実施。

【3/22～5/26までの相談件数： 7,812件※】 ※②を除く件数

(休業手当関係・雇調金関係:1,289件、解雇関係:1,056件、賃金関係:975件、労災保険関係:443件)

<被災地以外>

・全国各地の避難所で出張相談等を実施(今後も随時実施予定)

(青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、富山、福井の各労働局が実施)

<被災地の労働局への応援体制>

・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識・経験を有する職員による応援(3/28～)

・被災地の労働局における業務体制の確保のため他局からの応援職員を派遣(4/4～5/27 合計157名)

<被災地の労働局における労災保険(5/29現在)、未払賃金立替払に関する請求及び支給決定件数(5/26現在)>

(労災保険) 請求件数:989件(うち遺族補償給付:727件)、支給決定件数:382件(うち遺族補償給付:221件)

岩手局 請求件数:216件(うち遺族補償給付:154件)、支給決定件数:93件(うち遺族補償給付:51件)

宮城局 請求件数:615件(うち遺族補償給付:493件)、支給決定件数:193件(うち遺族補償給付:128件)

福島局 請求件数:158件(うち遺族補償給付:80件)、支給決定件数:96件(うち遺族補償給付:42件)

(未払賃金立替) 岩手局 認定申請件数:36件(36)、確認申請件数:247件(246) 宮城局 認定申請件数:54件(27)、確認申請件数:165件(155)

福島局 認定申請件数:8件(7)、確認申請件数:36件(36)

※ ()内は、5月26日時点における処分決定件数

3. 労働基準行政における震災対応

労働相談への対応

- 震災等に伴う、休業時の賃金や解雇等の取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成（第3版を作成済）し、被災地域及び計画停電の対象地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応する緊急相談窓口を開設

解雇、雇止め等に対する対応

- 震災等の影響による解雇、雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の連携のもと、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行う（都道府県労働局長に指示）
- 雇用創出の際の雇用の質（労働条件、安全衛生など）への配慮について、被災者等就労支援・雇用創出推進会議メンバーに対し、会議の座長である小宮山副大臣から文書で要請（5月26日）。地域レベルでも労働局長からしごと協議会関係者に要請（5月26日～）。

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、解雇や雇止めのおそれがある有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請（4月8日）

労災保険給付

- 医療機関や事業主の証明がなくても労災診療や休業補償の請求を可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
 - 労災保険給付の請求に関して、労災認定のための資料が散逸している場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取扱い等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
 - 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ&Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介
 - 遺族補償給付等の支給事由の特例〔「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により措置〕
 - ・ 震災によって行方不明となった方について、遺族補償給付など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための法的措置※を講じた。
- ※ 震災による行方不明者について、3か月で死亡を推定し、遺族補償給付等を速やかに支給。

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を自動的に延長
 - ・ 被災地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、労働保険料の納付を猶予
- 労働保険料等の免除[「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により措置]
 - ・ 3月11日に特定被災区域※1に所在していた事業場について、震災被害により、労働者の賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等を免除※2

※1 岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県の一部

※2 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金についても同様に措置

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限延長手続の簡素化等を行うとともに、震災による行方不明者の遺族に対する速やかな退職金支給のための法的措置※を実施
 - ※行方不明から3か月で死亡を推定[「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により措置]
- （独）雇用・能力開発機構が行う財形持家融資を返済中の方に対しては、最長5年間返済を猶予する等の特例措置を実施
- 財形住宅・年金貯蓄について、東日本大震災で被害を受けたことにより（平成24年3月10日まで）目的外払出しを行った場合に、その利子等を非課税とする特別措置を実施

未払賃金立替払

- 未払賃金の立替払のための予算を増額[一次補正予算で措置]するとともに、被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

夏期の節電に向けた労使の取組への対応

- 東京電力・東北電力管内の労働局・労働基準監督署に、節電対策緊急労働相談窓口を開設。始業・終業時刻の繰上げや所定休日の変更、変形労働時間制の導入など節電のために労働条件の見直しを検討している労使からの相談に対応。
- 労使の話合いのポイントや労働時間制度等の変更手続をまとめたパンフレット「節電に取り組む労使のみなさんへ」を作成し、労働組合・事業主団体等に周知。
- 電力需給対策本部において取りまとめられた夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度、照度及び換気の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体へ内容の周知を要請。

※ 5月13日に政府の電力需給緊急対策本部（現：電力需給に関する検討会合）が「夏期の電力需給対策について」を決定。東京電力・東北電力管内の電力需要家に対し、7～9月の平日の9時から20時の使用最大電力を前年比▲15%抑制すること等を求めている。

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置。
- 甚大な被害を受けた地域（岩手、宮城、福島）のメンタルヘルス対策支援センターの相談員を拡充するとともに、専門家がメンタルヘルスに関する相談に対応する「メール相談コーナー」を「こころの耳」に設置。【一次補正予算で措置】

復旧工事における災害防止対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理等、喫緊に予定される災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じんへのばく露防止のため、防じん用マスクを配布。また、がれき処理作業におけるマスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める。
- がれき等にアスベスト等が含まれている可能性があることから、復旧工事に従事する労働者の就業環境の改善を図るために、防じんマスクの配布や電動ファン付き呼吸用保護具を無償貸与するとともに、環境省と連携して復旧工事に係るアスベスト対策検証のための専門家会議を開催し、気中濃度のモニタリング等を実施 [一次補正予算で措置]
- がれき処理作業を行う事業者・労働者等を対象に、安全に作業を進めるための注意点をまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布。また、がれき処理作業の開始に併せて、本省及び被災地の労働局・労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施。
- 今後、復旧工事が短期間で大量に見込まれることを踏まえ、安全衛生に関する諸問題に対応する拠点（岩手、宮城、福島を予定）を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施。 [一次補正予算で措置]
- 国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて「震災復旧・復興工事安全推進本部」を設置し、官民一体による「すきま」のない災害防止対策を推進する。（復興に向けた長期的な課題にも対応）。

原子力発電所の事故への対応（1）

- 福島第一原発における緊急事態に対応するため、健康影響等の観点から検討を行い、今回の緊急作業時の放射線被ばく線量の上限を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げ。
- 福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう同日口頭指導するとともに、3月26日に指導票の交付による文書指導を実施
- 緊急作業終了後の臨時の健康診断に加えて、作業従事中で実効線量が100ミリシーベルトを超えた労働者及び作業従事期間が1か月を超えた労働者について、原則として1月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、4月25日に福島労働局から事業者へ指示
- 福島第一原発において女性労働者が被ばく限度を超えていたことを受け、4月27日に福島労働局から東京電力に対し、労働者の被ばく限度の管理について徹底するよう口頭指導
- 東京電力本社に対し、緊急作業に従事した労働者がその後通常の放射線業務に従事する場合の被ばく線量管理の徹底を指導するとともに、緊急作業従事後の就業上の措置について、協力会社の労働者を含めて不利益な取扱いがないよう配慮等を4月28日に要請
- 福島労働局から東京電力に対し、福島第一原発において緊急作業に従事する労働者のうち内部被ばく線量の高いと考えられる者について早急に調査を行うよう4月30日に口頭指導

原子力発電所の事故への対応（２）

- 5月2日のJヴィレッジへの立入調査の結果を受けて、5月13日に福島労働局から東京電力に対し、改めて被ばく線量の管理等の徹底を指導するとともに、臨時の健康診断や内部被ばく線量の測定を行うよう指導し、労働者の生活環境の改善、心身の不調への対応、熱中症予防対策について改善を行い、労働者の健康管理等の徹底を図るよう要請
- 福島第一原発及び第二原発の労働者の健康管理を行うため、学校法人産業医科大学から医師を派遣（第一原発：5月15日～6月30日、第二原発：5月25日～7月上旬）さらに、（独）労働者健康福祉機構から労災病院の医師を派遣（5月29日～7月1日（予定））。
- 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（5月17日原子力災害対策本部決定）に定められた福島第一原子力発電所における作業員の健康管理対策等を推進するため、5月20日に「厚生労働省福島第一原発作業員健康管理等対策推進室」を設置
- 「当面の取組方針」を踏まえ、福島第一原発における安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化、一定の緊急作業の労働基準監督署への届け出等について、5月23日に東京電力に対して指導